

紙類貿易情報講演会録

2016年12月12日(月)

13:30-15:00

紙パルプ会館にて 組合/山浦記

日本紙類輸出組合・日本紙類輸入組合

参加者:38名

(1)「EPA/FTA が日本の紙類産業へ与えるメリット～メリットとコンプライアンス～」

東京共同会計事務所

EPA/FTA アドバイザー

米国公認会計士・通関士有資格者

桃崎 登志子 様

(2)「EPA/FTA を活用するための特定原産地証明書の入手方法～紙類輸出でEPAを活用するための基礎講座～」

東京共同会計事務所

EPA/FTA アドバイザー

西成田 綾子 様

(1)「EPA/FTA が日本の紙類産業へ与えるメリット～メリットとコンプライアンス～」

1. EPA・FTA とは？

EPA(経済連携協定)、FTA(自由貿易協定)のことであり、輸入にかかる関税を撤廃・削減を約束する協定。

EPAの方が範囲が広いが、両者はほぼ同義で使われている。TPPもEPA・FTAのひとつ。

2. EPA・FTA 活用のメリット

EPA・FTAを活用することで関税を削減でき、価格競争力の強化や販売数増加、売り上げ増加などのメリットがある。

EPAを積極的に利用し海外取引の武器にすることが活用のために重要。

3. EPA・FTA を活用するには？

EPA・FTAで関税を減免させるためには、輸出する製品が「日本原産」であることを証明する必要がある。協定で定められたルールに則って行う。

4. EPA・FTA 活用のためのコンプライアンス

EPA・FTAを活用するためには、担当者のみに任せるのではなく、

会社全体での情報共有や管理体制の整備が必要。

インターネット上にも様々な情報・マニュアルがある。

5. 世界と日本の EPA/FTA

日本が交渉中のEPAは日EU間FTA、RCEPなどがある。今後は参加国数が多く、大規模な「メガFTA」が発効されるような時代になることを想定し、今からEPA・FTAを利用し準備をしていく必要がある。

(2)「EPA/FTA を活用するための特定原産地証明書の入手方法～紙類輸出でEPAを活用するための基礎講座～」

EPA税率の適用を受けるためには各協定の原産品であることの証明となる特定原産地証明書が必要。

取得申請は日本商工会議所の特定原産地証明書発給システムで行い、利用のためには企業登録が必要。

次に原産品の判定を行う。

原産品は A. 完全生産品、B. 原材料のみから生産される製品、C. 非原産材料を使用して生産さ

れる製品に分けられる。

Cの製品が原産であることを証明するためには関税分類変更基準(CTCルール)、もしくは付加価値基準(VAルール)を用いる。採用基準は各協定の品目別規則にて。

製品が原産であることが認められた後に、インボイスなどの貿易書類に基づき特定原産地証明書の発給申請を行い、取得する。

質疑応答

①CTCルールについて:

項(4桁)変更が規定されている製品においては、類(2桁)変更も認められる。

②VAルールの計算時、FOB価格がドル建ての際の円換算について:

社内会計基準に則り円換算を行うこと。

